

資料 2-1

注意事項について

1. 市への届出関係について

- 地域密着型通所介護の変更届と総合事業通所サービスの変更届の違いについて
 - ・地域密着型通所介護の様式は「変更届出書」、総合事業の様式は「沼津市総合事業指定事業者変更届出書」。
 - ・それぞれ別の様式になっているため、片方の様式で両サービスの届出は不可。

- 変更届出書等の添付書類の不備・不足について
 - ・変更届の提出が必要な事項や期限、添付する書類について、市 HP に掲載してあるため、確認してから提出すること。

- 地域密着型サービスの介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について
 - ・1 ページ目の地域区分（7 級地）及び、対象のサービスのページのみ提出でよい。
 - ・該当するサービス以外のページは提出不要。
 - ・地域区分や割引などの記入漏れに注意。

- 総合事業変更届のサービス名について
 - ・正しいサービス名(特定のサービスを指す名称)を記入する。
 - (通所→「介護予防通所サービス」「第一号通所事業（介護予防相当)」)
 - (訪問→「介護予防訪問サービス」「第一号訪問事業（介護予防相当)」)
 - ※「第一号通所事業」のみ→総合事業の介護予防相当や基準緩和をまとめた呼称
 - ・間違った表記
 - 「介護予防通所介護」→現在は制度が廃止されているサービス。
 - 「通所事業」→地域密着型通所介護や総合事業の通所サービス等をまとめた呼称。

- 届出書の変更事項について
 - ・申請書の押印欄を削除した新しい様式に変更。(4/1 から HP に掲載)

- 申請書の添付書類の追加・削除について
 - ・新規指定及び指定更新の際の提出書類に追加、削除書類がある。
 - 追加→納税証明書
 - 削除→印鑑登録証
 - ・法人の合併分割における手続きが簡素化され、新規指定時の提出書類が削減された。

資料 2-1

2. 運営について

○HP の変更について

- ・別紙 HP の変更箇所を参照。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る運営推進会議の取り扱いについて

- ・延期または中止した場合市にその旨を連絡すること。(運営基準違反とならない)
- ・書面において運営状況等の報告を行い、評価・要望、助言等を受け付けた場合、議事録に評価等を記載し、事業所で保管、公表するとともに市へ議事録等を提出すること。(運営推進会議を開催したものとみなす)

○新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 2 区分上位算定について

- ・令和 3 年度から 2 区分上位算定は廃止されるため、算定している事業所は、請求する際気を付けること。

○区域外指定について

- ・住所地特例者の介護報酬請求について、国保連に送付する介護給付費明細書には、住所地特例の記入欄があるため、間違えずに記入すること。
- ・他市町村の被保険者が利用を辞めた際は、速やかに指定権者の市町村に廃止届を提出すること。

3. 今年度の苦情・相談について

○「介護職員処遇改善加算について事業所から説明がない」との相談

- ・処遇改善加算については、職員に周知する必要があるため、事業所内への掲示や職員から説明を求められた場合は、丁寧な説明で対応すること。
- ・掲示物が最新のものか確認し、最新のを掲示すること。

[補足]

昨年「介護職員処遇改善加算が適切に支払われていない」との苦情あり

→・あくまで加算であるため、基本給や各種手当に混ぜることは望ましくない。介護職員処遇改善加算の支給枠を別途設けることが望ましい。

- ・加算のみの支給枠を設けられない場合は、給与の計算式を明確にして職員に周知し、基本給等と加算分が分離できるようにしておくこと。また、計算式等は給与規定に定めなければならない。
- ・加算が正しく支払われているとしても、介護職員が制度の詳細等を把握していないと不信感を抱かれるため、職員に対する周知を十分に行うこと。

資料 2-1

- 「居宅介護支援事業所からケアプランが交付されない、サービス担当者会議を開催しない」との苦情
 - ・ケアプランは作成するごとに各サービス事業所に速やかに交付すること。
 - ・居宅介護事業所からサービス担当者会議の開催の要請があった場合、居宅介護事業所と連絡を取り、開催すること。

- 「看多機における緊急時のショートステイ利用の該当例」の相談
 - ・他のショートステイでの対応が不可とされており、看多機の利用の空きがあれば受け入れても良い。
 - ・その場合、居宅のケアマネがどこのショートステイに相談して受け入れ不可だったかなど情報を持っていると望ましい。

- 「地域密着型通所介護の機能訓練指導員の業務委託による雇用契約」について相談
 - ・厚生労働省より、「指定（介護予防）通所介護は、運営基準上当該事業所の従業員により提供しなければならないとされているため、業務委託は認められない。」との回答があるため、地域密着型通所介護においても機能訓練指導員の業務委託は認められないこととする。

- 「請求と支払いの期日について」の相談
 - ・請求書と領収書を同時に発送しない。
 - ・口座からの引き落とし日より前に請求書を発行すること。

4. 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」について

<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/application.html>



上記はアプリページのアドレスと QR コード

- ・マニュアルは上記ページに掲載。
- ・防災情報の通知、近くの避難場所の検索、避難訓練の記録等ができる。
- ・沼津市公式防災アプリもある。公式ページが無いので、App Store や Play ストアで「沼津市公式防災アプリ」で検索。

資料 2-2 別紙

HP の変更箇所

以下の 8 箇所を変更。

- ①介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算のページを新規作成
 - ・「介護職員処遇改善加算届出書の提出について」のページに計画書や報告書の様式を掲載
- ②介護サービス事業者説明会（集団指導）のページを新規作成
 - ・「介護サービス事業者説明会（集団指導）」のページに過去の説明会資料や、質問票への回答を掲載
- ③各介護サービスページへの入口場所の変更
 - ・介護保険ページ右下の「事業者のみなさんへ」の中に、「有料老人ホーム」「地域密着型（介護予防）サービス」「居宅介護支援」「総合事業」を並べて掲載
- ④指定時の提出書類一覧表の更新（地域密着型・居宅）
 - ・総合事業で使用している一覧表と同じ書式に更新
- ⑤届出に関する説明資料の更新（地域密着型・居宅・総合事業）
 - ・「地域密着型（介護予防）サービスの設置運営について」ページ内の中段「変更届出の手続き」の「各種届出について」「変更届を要する事項」「変更届出の添付書類」を更新
 - ▶「各種届出について」には、届出に関する注意事項、提出書類、提出期限等の説明
 - ▶「変更届を要する事項」には、変更があった際に届出の必要があるサービスの対応表
 - ▶「変更届出の添付書類」には、変更内容と提出書類の対応表
- ⑥実地指導に関する書類（地域密着型）の掲載
 - ・「事業所の実地指導に関すること」のページに実地指導時の事前提出書類や当日準備資料、指摘事項があった場合の改善報告書を掲載
- ⑦総合事業の指定・変更書類の掲載位置変更
 - ・「介護予防・日常生活支援総合事業について」のページに指定・変更手続きの資料を掲載
- ⑧地域資源マップ（市内事業所一覧）の修正
 - ・介護保険ページ左側の「地域包括ケアシステムの構築に向けて」の中から「市民のみなさんへ」の中に掲載位置を変更。

なお、検索サイトで「沼津市 介護保険 変更届」等で検索すると上位に出てきます。写真付きの詳しい手順等は、今年の集団指導の資料に掲載。

市の連絡事項について

1. 指定更新について

○指定有効期間

- ・新規指定又は指定更新の日から 6 年間。
- ・指定有効期間満了日は、新規指定又は指定更新の際に県又は市から送っている審査結果通知書に記載。

○手続きの時期

- ・指定有効期間満了日の約 2 ヶ月前に市からメールで案内。
- ・提出期限は、指定有効期間満了日の 30 日前まで。

○手続きの流れ

- ・申請書類一式を期限までに長寿福祉課に提出（窓口又は郵送）。
- ・申請手数料の納付書を長寿福祉課から発送。
- ・申請手数料を納付。
- ・審査結果通知書を長寿福祉課から発送。

2. 事故報告について

今年度、利用者を誤っての誤薬について報告漏れが多々ありました。

通常、医師等に受診した上で何らかの処置、処方があった場合あるいは骨折等重症である場合に事故報告対象としていますが、利用者を誤っての誤薬は様子観察であっても報告対象となるため、ご注意ください。

また、市に提出していない誤薬事故があった場合は、長寿福祉課にご連絡の上ご提出ください。